

# 入国される方へ検疫所よりお知らせ

## 1. 到着 14 日以内に新型コロナウイルス感染症が特に流行している地域 (※裏面の表参照) から日本に入国する方へ

- (1) 特に流行している地域から来たことを、必ず検疫官にお申し出ください。
- (2) 入国した次の日から起算して 14 日間は指定された場所で待機していただき、①～⑤のように行動してください。
- (3) 健康フォローアップとして、保健所などからご連絡をさせていただきます。

## 2. それ以外の地域から入国する方へ

入国した次の日から起算して 14 日間は指定された場所で待機していただき、

①～⑤のように行動してください。

① 指定された場所から 14 日間外出せず、人との接触を可能な限り控えてください。

② 公共交通機関を使用しないでください。

(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機など)

御本人で以下の空欄に記入してください。

|                                      |                          |
|--------------------------------------|--------------------------|
| <u>【滞在期間】</u><br>____/____~____/____ | <u>【待機場所】</u> 例：自宅、ホテル、等 |
| <u>【滞在期間】</u><br>____/____~____/____ | <u>【待機場所】</u>            |

### ③ 健康状態を毎日チェック

- ・体温測定を毎日行い、発熱の有無を確認してください。
- ・激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無を確認してください。  
(身近な方の健康状態にも注意を払ってください)

### ④ 咳や発熱などの症状が出たら

- ・マスクを着用して他者に感染させないように注意してください。
- ・事前に帰国者・接触者相談センターに電話連絡し滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診してください。

### ⑤ ご家族等の身近でお過ごしになる方へ

- ・こまめに手洗いを行ってください。
- ・十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。
- ・ご家族などで体調が悪い方が発生した場合、周囲の方もマスクを装着し、接触する方を限定してください。

新型コロナウイルス感染症に関することをご不明な点がある方は、以下の電話番号にご相談ください。

厚生労働省電話相談窓口：0120-565653

☆帰国者・接触者相談センターはこちらで探せます →

☆外国語で対応ができる医療機関はこちらで探せます →



検疫官署名欄



厚生労働省・検疫所

## 【特に流行している地域】

2020/11/01

|       | 特に流行している地域 <sup>注)</sup>   |
|-------|--|
| アジア   | インドネシア、フィリピン、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、ブータン、ミャンマー   |
| ヨーロッパ | サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス、ジョージア、ウズベキスタン |
| 中東    | アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン、イラク、レバノン、パレスチナ、ヨルダン   |
| アフリカ  | エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ、アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア、ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、マラウイ、エチオピア、ナイジェリア、ルワンダ、南スーダン、チュニジア、レソト  |
| 北米    | アメリカ合衆国、カナダ  |
| 中南米   | アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、ハイチ、ニカラグア、スリナム、パラグアイ、ベネズエラ、ベリーズ、トリニダード・トバゴ   |
| 大洋州   | なし   |

注) 出入国管理及び難民認定法における入国制限対象地域